

短期解決 労働審判広がる



2

体調を崩したとき、売り上げ減を理由に会社側から給料カットを提示された。配置換えを希望すると「仕事上のミスが多い」と突然、退職を告げられた。

09年6月に労働審判を申し立てた。最初は半信半疑。手続きには何年もかかると思っていた。長引けば次の仕事の足かせにもなる。「黙って辞めたほうがいいんじゃないか……」

ところが、審判3回目、約2カ月で調停が成立。未払いの残業代や退職金として200万円を手にするこゝろができた。審判の場では、審判員が「ミスを本人に指摘もしていないのに、

いきなり解雇はないでしょう」と会社側の非を指摘した。「結果的に辞めることにはなったけど、満足している」と女性は語る。

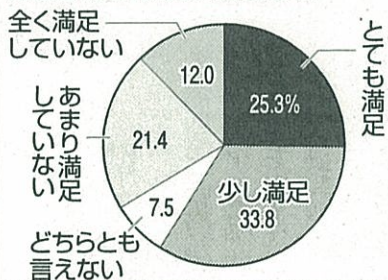
06年4月に始まった労働審判は、改革審が目標とした「利用しやすい司法」の一環だ。原則3回以内。裁判官に加え、労使双方を代表する審判員の計3人で審理する。

女性のケースを担当した鶴飼良昭弁護士は「通常の裁判なら1年、2年かかる労働事件が短期間で解決できるようになった。雇う側のやりたい放題で、泣き寝入りが多かった労働現場にも『法の支配』を広げたい」と話す。

「お金も時間もかかりすぎる」と言われ続けていた日本の民事裁判。政府の司法制度改革審議会の提案で導入された「労働審判」は、そんな常識を覆した。「あのとき、泣き寝入りしなくてよかった」。横浜市内のマッサージ店で店長をしていた30代の女性は、今、そう振り返る。

2008年末、忙しさを

The Asahi Shimbun
労働審判を利用した労働者の声



評価の高い要素

- ① 進行が迅速 73.2%
- ② 証拠を十分出せた 71.2%
- ③ 言葉が分かりやすい 70.9%
- ④ 進行は公正・公平だった 63.3%
- ⑤ 自分の立場を十分主張できた 58.8%

(2010年7～11月に東大社会科学研究所が裁判所の協力を得て調査した結果の速報値。労働者は313人が回答)

The Asahi Shimbun
労働審判の申し立て件数

